

仁井田陞君著唐令拾遺に對する授賞審査要旨

本書は著者が昭和四年四月以來東方文化學院東京研究所の助手として、四年間に亘りて專攻せる「唐令の復舊並其の史的研究」の成績報告書なり、故に題して唐令拾遺と名づく。雖も、著者の期する所は自序に於て説明するが如く第一に散佚せる唐令の條文とその體系とを復舊し、第二に唐令の史的研究を試みるにありて、統一なき唐令逸文の蒐集にあらず、從て本書の構成も亦此目的に適應して、序論唐令及び附録の三部に分たる。

第一部「序論」は本書の主眼たる唐令の復舊に必要な豫備的研究にして、二章より成り第一章は「唐令の史的研究」と題し、唐令を中軸としてその前史たる漢魏六朝諸令の編纂と、唐令の影響の下に成立せる宋金元明、諸令の撰修とに論及したるものにして、殊に唐令の沿革を敘述するに力を用ゐ、武徳七年初めて令を制定せし以來唐一代の間十數回刪定したる各令に就きて、その年次修正の程度並びに篇目の異同を考證すること詳密を極め、その間屢著者獨創の見解を出せり。

第二章は「唐令拾遺採擇資料に就て」と題し、著者が本書に於て唐令並びに唐前唐後諸令の復舊に利用せる和漢の文獻中、編纂の時代又は引用令文の年次に關して特に論證を要すべきもの唐六典以下十六種に就きて、前述の諸點を詳細に考證せしものにして、復舊唐令の所屬年度を決定するがために

缺く可らざる基本的研究なりとす、而して著者は此部分に於ても亦創見を示し、且従前の謬説を是正せり。

第二部「唐令」は本書の主篇を成す部分にして、和漢の史籍七十五部より採擇せる二千四百九十六種の唐令逸文を按排結合して、同令の原條文を回復し、我養老令並びに先に序論に於て論證せる所を參照して、その所屬篇目年次順序等を考定し、以て亡逸せる唐令原典の體系と内容との復舊を試みるものなり、即ち此部分は著者が四年間の努力と精勵との結晶にして、その一條を復舊するに屢五六種乃至十數種の資料を按排し、時には二十二種の斷片的逸文を結合せざるを得ざりし事を以ても、著者苦心の一斑を窺ふに足るべし、而して此等の資料は復舊各條の次に一々列記して細大漏らす所なく、彼此の間文字に異同あるものは悉くこれを注記し、事の考證を要するものは詳にこれを論定し、先輩の著述は殆くこれを參考し、又別に四百四種の資料に據りて復舊唐令に相當する唐前唐後諸令の條文を採擇附收して、以て唐令の沿革と後代立法に及ぼせる影響とを一目瞭然たらしむるに努めたる等、編纂の方法亦頗る周密丁寧を極めたり。

著者が第二部を編纂するがために涉獵せる文獻の數は、唐令に關するもの漢籍六十四部、和書十一部合計七十五部、唐前唐後諸令に關するもの漢籍四十五部、和書一部合計四十六部、彼此重複の分を控除すれば通計九十九部を算ふ、その浩瀚なるものに至ては一部一千卷の多きに上ざる、その範圍は

年代を以て云へば上は南北朝より下は明代に至り就中唐宋の史籍多きに居る、その種類を以て云へば、經史政典類書文集辭彙隨筆の類より、スタイン、ペリオ兩氏の發見に係る敦煌石室の古簡數種に及ぶ、その中稀覯書亦少なからず、例へば宋本白氏六帖事類集の如きは纔に二部を我國に存するのみにして、鈔本慶元條法事類に至ては天下の孤本と稱せらる、而して兩書共著者の検討を経て、初めて唐宋法制史料たるの眞價を顯揚せられたるものなり、著者は又各種の文獻を利用するに際して、廣く善本を搜り、恰く異版を訪ね、以て校讎の精覈を期し、敦煌出土の古簡の如きはこれが複寫本又は寫眞版を得るに努め、以て刊本の闕を補ひその誤脱を修正せり、著者が本篇を成すに當りて資料蒐集のため費したる勞亦多しとすべし。

著者が上述の資料に基きて本篇中に収録せる唐令の條數は、武德、貞觀、永徽、乾封、垂拱、神龍、開元七年同二十五年等の各年度令に通じて七百十七條、唐前、唐後諸令の條數は、晋、梁、陳、魏、齊、周、隋、宋、金、元、明等の十一令に通じて二百六十八條を算ふ、これを唐六典所載の開元令條數一千五百四十六條に比すれば、復舊唐令の條數は約彼の半に當る、これ必ずしも多しと云ふこと能はざるも、凡そ唐令の文字にして和漢の史籍に散見するものは、片言隻句と雖も摺撫して殆ど漏らす所なく、而してこれを綜括するに、周到なる用意と精緻なる考證とを以てす、材料の取捨編輯の方法に於て亦間然なしと謂ふべし、現存史料の範圍内に於ては縱令何人をして此の業に當らしむるも、本

書以上の成果を収むるは蓋し難かるべし。

四

第三部「附録」は日唐兩令對照表、唐日兩令對照表及び唐令拾遺採擇資料索引の三表より成る、前二表は皆に本書の索引として便利なるのみならず、又實に日唐兩令の比較研究に確實なる統計的基礎を與ふるものにして、獨立の資料としても充分の價值を有す、後者に至ては名の如く本書に採擇せる資料合計二千九百種の出典條目を細大漏らさず一々列記し、以て他日新資料を發見したる場合に於ける補充の便に備へたるものにして、又以て著者が如何に學に忠實にして業に精勵なるかを窺ふに足るべし。

抑も唐令は漢以來歷朝の法制を大成したる曠古の立法にして、獨り支那後代の法律に至大なる影響を與へたるのみならず、又大化改新以後に於ける我王朝立法の典型たりし東洋法制史の樞軸とも稱すべき一大法典なるにかゝはらず、遠く古に散佚して後世に傳はざるは學者の常に痛恨事となす所なり、是を以て已に徳川時代以來これが復舊に志したる者二三なきにあらざりしも、何れも少許の資料に據りて纔にその一部分を採拾し得たるに止まり、一として取材の豊富にして規模の雄大なる考證の詳密にして論斷の正確なる本書に比肩するに足るものなし、されば本書の如きはよく我學界多年の宿望を果して、一度亡佚せる東洋文化の至寶を千載の後に再び回復したるものにして、その功績や眞に不朽なりと謂ふべし、而して此大著を完成するに際して著者が示せる非凡の精勵と不斷の努力とは亦驚歎に値するものありて、學徒の模範として最も表彰するに足る。